

2025年1月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

1月の全体の相談受付件数は計69件で、前月と比較すると39件減(新車関係25件減、中古車関係20件減、その他6件増)となっています。また、対前年同月比では10件減(新車関係6件増、中古車関係19件減、その他3件増)となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ等(各19件)が多く寄せられています。「広告代理店」からの相談のうち、広告主が「メーカー系ディーラー」の問い合わせ等(9件)を合わせると、「メーカー系ディーラー」に関する相談が全体の約41%(28件)を占めています。

【相談者の内訳・2025年1月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	31	32	6	69
広告代理店	11	7	1	19
メーカー系ディーラー	11	5	3	19
自動車関係団体	5	7	0	12
中古車専門店	1	9	1	11
中古車情報誌社	0	2	0	2
メーカー	1	2	0	3
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	1	0	0	1
その他	1	0	1	2

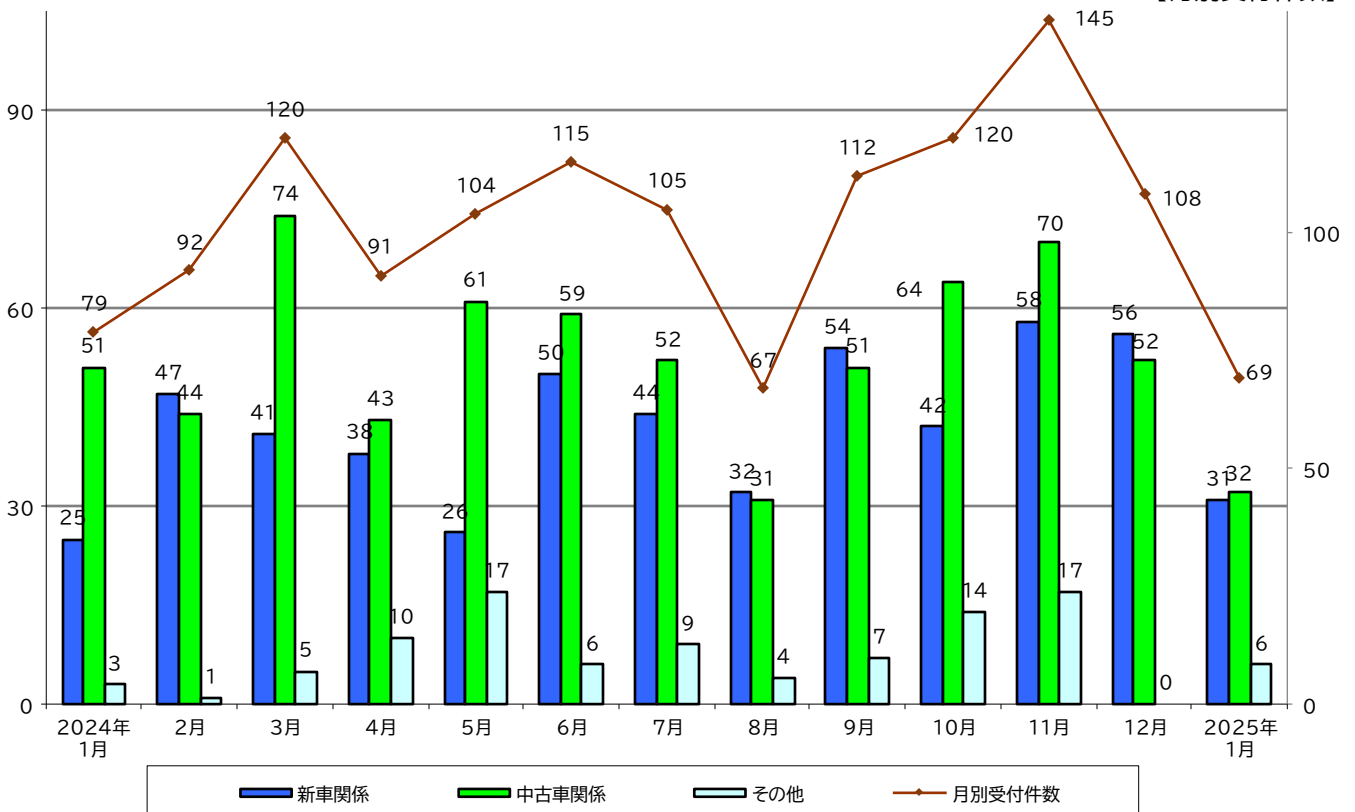


広告代理店からの問い合わせ等における広告主の内訳	
メーカー	6
メーカー系ディーラー	9
中古車専門店	4
その他	0

【相談受付件数の推移・2024年1月～2025年1月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が62.5%(10件)を占めており、「表示方法」に関する問い合わせ等が寄せられています。また、景品関係については、「総付景品(もれなく)」に関する問い合わせ等が81.8%(9件)を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	16	51.6%	その他相談	4	12.9%
景品関係	11	35.5%	合 計	31	100.0%

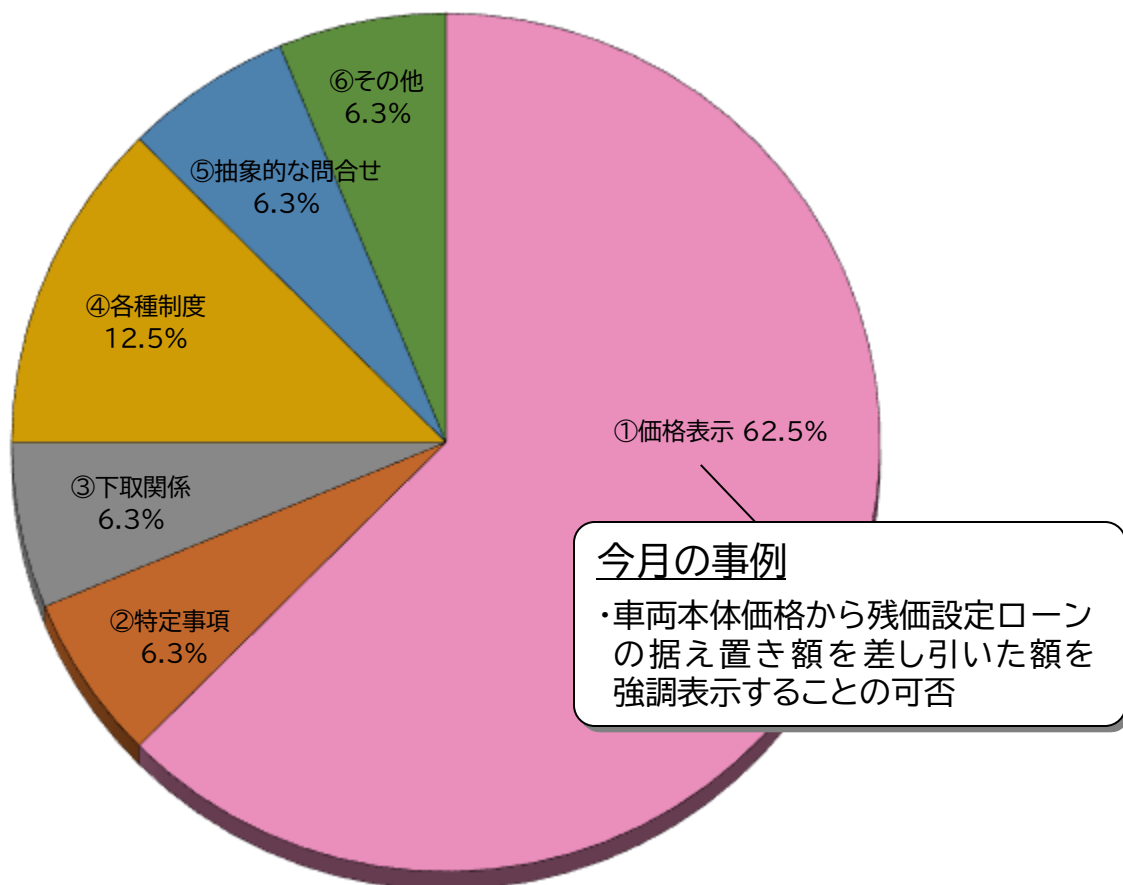
【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	10	62.5%	③下取関係	1	6.3%
表示方法	6	37.5%	④各種制度	2	12.5%
付属品・特別仕様	1	6.3%	補助金関係	2	12.5%
値引き表示	1	6.3%	⑤抽象的な問合せ	1	6.3%
割賦・リース	2	12.5%	広告表現の可否	1	6.3%
②特定事項	1	6.3%	⑥その他	1	6.3%
写真・イラスト	1	6.3%	合 計	16	100.0%

【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	9	81.8%	オープン懸賞	2	18.2%
			合 計	11	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例【新車関係】

〔車両本体価格から残価設定ローンの据え置き額を差し引いた額を強調表示することの可否〕

Q. 残価設定ローンの広告において、新車が安価で購入できることを伝えるため、車両の写真と併せて、車両本体価格から据え置き額(最終回の支払額)を差し引いた額を、大きく目立つように表示したいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

スカーレット1.5M

残価設定ローン 実質年率 1.9%

- ・月々**9,900円**×34回
- ・頭金(下取り充当可) 100,000円



スマイル価格 948,177円

A. 上記の表示例のように、車両本体価格から、残価設定ローンの据え置き額を差し引いた額を大きく目立つように表示した場合、それが何を指すのか分からないだけでなく、その金額で当該新車が購入できるかのように誤認されるおそれがあるため、問題となります。

価格表示を行う際は、新車に関する施行規則第6条において、販売価格(車両本体価格等)を表示することが、また、同規則第8条において、販売価格に割賦販売価格(ローン提携販売または残価設定ローン販売を含む)を併記する際の必要表示事項が定められています。

したがって、まずは、販売価格(車両本体価格等)を明瞭に表示した上で、以下の「割賦販売価格を併記する際の必要表示事項」を表示してください。

【割賦販売価格を併記する際の必要表示事項】

- ①割賦販売価格(割賦支払総額)
⇒「頭金」から「最終回の支払額」までの支払(合計)額を表示
- ②頭金の額
- ③割賦販売に係わる代金の支払い回数及び支払期間、その他必要な費用
- ④割賦(ローン)手数料の料率(実質年率)
- ⑤残価精算時に車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨等の、ローン終了時の条件等(残価設定ローン販売の場合) ※残価設定ローンの場合

【正しい広告表示の例】

スカーレット1.5M

車両本体価格 162万円

残価設定プランお支払例:36回払いプラン

・実質年率	1.9%
・頭金(下取り充当可)	100,000円
・初回お支払額	11,577円
・月々のお支払額	9,900円×34回
・ボーナス月(1月・7月×5回)	100,000円
・頭金+初回から35回までのお支払金額※1	948,177円



最終回(36回目)のお支払額	
①車両をご返却	0円
②当社で新車にお乗り換えの場合	0円
③お買い取りの場合※2	736,364円
割賦支払総額(※1と※2の合計金額)	
	1,684,541円

※①及び②の場合は、基本的に最終月(36回)のお支払は必要ありませんが、返却車両の状態が次に該当する場合は、お客様のご負担が発生いたします。

- ★ 車両の走行距離が36,000kmを超えた場合、ご負担額は1,000km超過毎に、5千円となります。
- ★ 車両内外の損傷等の修理費が5万円を超過する場合、修理費用より5万円を控除した額となります。
- ★ 車両に事故歴がある場合、事故歴に基づく査定額の減額分より5万円を控除した額となります。

※保険料、税金(消費税を除く)、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は別途申し受けます。

3. 中古車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が40.7%(11件)を占めており、「値引き表示」や「表示方法」に関する問い合わせ等が寄せられています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	27	84.4%	その他相談	1	3.1%
景品関係	4	12.5%	合 計	32	100.0%

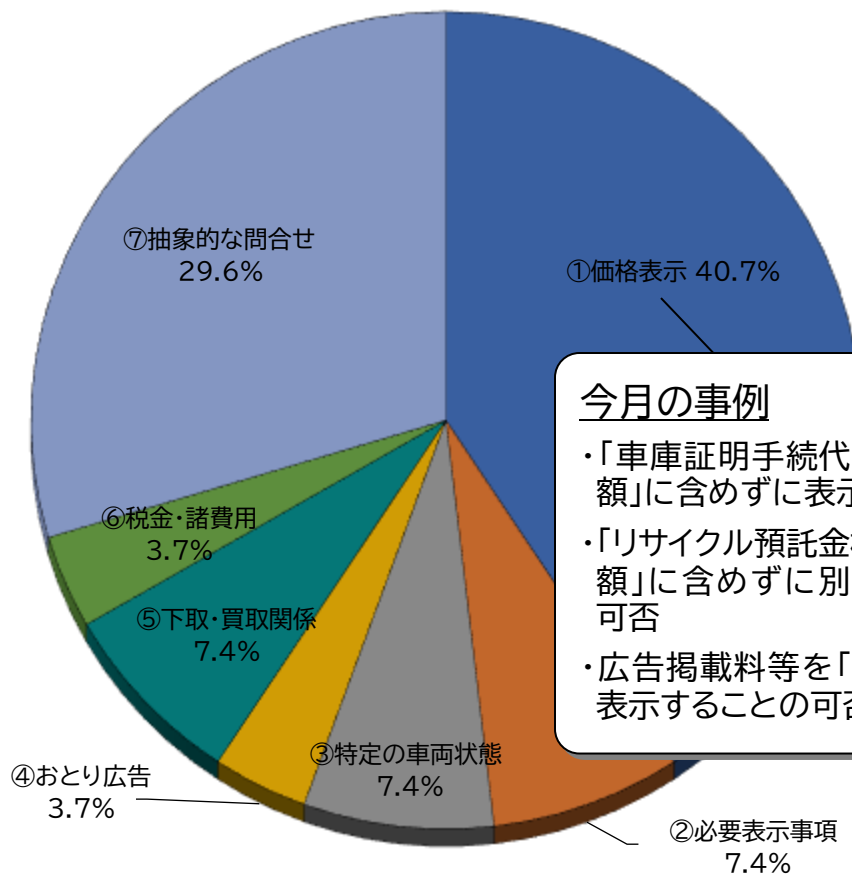
【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	11	40.7%	③特定の車両状態	2	7.4%
表示方法	3	11.1%	④おとり広告	1	3.7%
値引き表示	4	14.8%	⑤下取・買取関係	2	7.4%
支払い総額	2	7.4%	⑥税金・諸費用	1	3.7%
割賦・リース	1	3.7%	諸費用	1	3.7%
その他(価格)	1	3.7%	⑦抽象的な問合せ	8	29.6%
②必要表示事項	2	7.4%	広告表現の可否	4	14.8%
走行距離数	1	3.7%	企画の可否	3	11.1%
車検証の有効期限	1	3.7%	抽象的な問合せ	1	3.7%
			合 計	27	100.0%

【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	3	75.0%	抽象的な問合せ	1	25.0%
			合 計	4	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



今月の事例

- ・「車庫証明手続代行費用」を「支払総額」に含めずに表示することの可否
- ・「リサイクル預託金相当額」を「支払総額」に含めず別途請求することの可否
- ・広告掲載料等を「諸費用」に含めて表示することの可否

広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例【中古車関係】

〔「車庫証明手続代行費用」を「支払総額」に含めずに表示することの可否〕

Q. 当店は、普段から車庫証明手続はお客様自身に行っているため、支払総額には「車庫証明手続代行費用」を含めずに表示したいのですが、問題ないでしょうか？

A. お客様が正しく「支払総額」（「車両価格」に「諸費用」を加えた価格）を比較できるようにするには、その内容を同一の水準とする必要があります。このため、「諸費用」については、「①保険料」、「②税金」、「③登録等に伴う費用（『新規登録又は移転登録を行う場合の検査 登録手続代行費用』及び『車庫証明手続代行費用』）」を含めることが定められています。

したがって、車庫証明手続を代行することを前提に、「諸費用」に「車庫証明手続代行費用」を含めた「支払総額」を表示してください。

なお、商談の際は、車庫証明手続の要否を確認した上で、不要なお客様にはそれらの費用を差し引いた額を提示するようにしてください。

〔「リサイクル預託金相当額」を「支払総額」に含めず別途請求することの可否〕

Q. 当店は、「リサイクル預託金相当額」は注文書には記載せず、別途通知書を用いて収受しているため、「支払総額」に含めず別途請求したいのですが、プライスボードやチラシ広告に「リサイクル預託金相当額は支払総額に含まれていないため別途必要となる」旨を記載していれば、問題ないでしょうか？

A. 「支払総額」の内訳である「諸費用」には、「①保険料」、「②税金」、「③登録等に伴う費用」を含めて表示する必要があり、「リサイクル預託金相当額」については、税金に準じて扱うものとして、「諸費用」に含めて表示する必要があります。

したがって、「リサイクル預託金相当額」を「諸費用」に含めた「支払総額」を表示してください。

なお、「リサイクル預託金相当額」は、「車両価格」に含めて表示することもできます。

〔「広告掲載料等を「諸費用」に含めて表示することの可否〕

Q. 当店で使用している注文書の諸費用欄に「広告掲載料」の項目があるため、それをプライスボードや広告に表示する「支払総額」の内訳である「諸費用」として計上し、請求してもよいですか？

A. 「支払総額」に含めて表示することができる「諸費用」は、「①保険料」、「②税金」、「③登録等に伴う費用（『検査登録手続代行費用』及び『車庫証明手続代行費用』）」に限られます。

「広告掲載料」や「利益」、「販売手数料」、「オークション陸送費」等は、本来、「車両価格」に含まれるべき性質のものであるため、名称の如何にかかわらず、「諸費用」として計上する等、別途請求することはできません。

【注意!!】

本来、販売する中古車の「車両価格」に含まれるべき性質のもの（「広告掲載料」、「利益」、「販売手数料」、「オークション陸送費」等）や、中古車の商品化のための費用（「納車準備費用」、「納車整備費用」等）を「諸費用」として別途請求した場合、「表示された価格で購入できない不当な価格表示」に該当し、重大な規約違反となります。

「中古車の「支払総額」の表示に関するFAQ」はこちらをご覧ください